

2026年5月11日

各位

会社名 株式会社メイテックグループホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上村 正人
(コード番号 9744 東証プライム)
問合せ先 執行役員 山下徹 (TEL050-3033-0945)

分配可能額を超えた前期の中間配当金について

当社は、前期の2025年11月に実施した中間配当(以下「本件中間配当」といいます。)が、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超過していたことが判明しましたので、お知らせします。

また、当社は、現時点までの当社による初期的な調査では、このような事態は、当社取締役会を含む当社関係者が分配可能額の計算を誤っていたことにより生じたものと考えており、分配可能額を超過することを認識して配当を行ったものではないと考えておりますが、5月9日開催の取締役会において、外部の弁護士及び公認会計士に委託して調査を実施することを決議いたしました。

なお、株主の皆様にお支払いいたしました中間配当金につきましては返還を求めない予定であることを付言します。

今後、早急に調査を実施し、その結果や再発防止策などにつきましては、判明・決定次第速やかに開示いたします。

記

1. 2025年11月に実施した中間配当及び資本勘定等の推移

(1) 2025年11月7日提出の半期報告書13ページ【注記事項】(株主資本等関係)

Ⅱ 当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	8,492	110.00	2025年3月31日	2025年6月20日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月30日 取締役会	普通株式	6,948	90.00	2025年9月30日	2025年11月28日	利益剰余金

(2) 資本勘定並びに分配可能額

単位:百万円	2025年3月末日	期末配当	半期損益	2025年9月末日	中間配当
I.株主資本	18,719			23,488	
資本金	5,000			5,000	
資本剰余金	1,250			1,250	
利益剰余金	14,162	△8,492	+13,262	18,931	△6,948
自己株式	△1,693			△1,693	
II.評価・換算差額等	△508			△508	
純資産合計	18,210			22,979	
分配可能額	11,960	3,468		(16,729)	

2. 本件に関する当社の初期的調査結果

(1) 発覚の経緯

本年5月6日に、会計監査人からの指摘で発覚しました。

(2) 分配可能額を超えた中間配当を行った経緯

当社は、初期的調査により、かねてから当社は会社法の分配可能額の認識に相違があったことを把握しました。

具体的には、中間配当を含む配当の際の取締役会の決議資料には、毎回、基準日時点の分配可能額を明示していましたが、中間配当については、中間配当基準日時点の貸借対照表から分配可能額を算出して記載をしておりました。この際に、前期末から中間配当基準日時点までに稼得した利益について分配可能額とするためには臨時計算書類の作成が必要であることに気づかなかつたため、2025年9月末日時点で16,729百万円の分配可能額が存在すると誤認しておりました。

このような誤りにより、中間配当の際の分配可能額の算定を誤っておりましたが、当社が純粋持株会社体制に移行するために2023年10月1日付けで行った会社分割より前は300億円以上の分配可能額を有していたこともあり、結果的に問題が生じておりませんでした。また、2024年11月の中間配当を見直しましたが、この時点でも会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額の範囲内での中間配当となっております。

(3) 期末配当の予定

2026年3月期の期末配当は、2025年10月30日に1株あたり91円の予想を公表(明日5月12日に決算短信を公表予定)しているところ、上記の誤謬が発覚し、現在も監査手続が継続中である為、会計監査人から監査報告を受領する日は未定ですが、現時点で分配可能額は確保される見通しであることから、期末配当は予定どおりに実施する予定です。なお、監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

3. 外部専門家による調査チームの設置

(1) 外部調査の目的

本件中間配当に関する事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無及び再発防止策の提言を行うこと

(2) 調査実施者(敬称略、順不同)

平尾 覚 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士)

内田 雅人 (清水法律事務所 弁護士)

河江 健史 (FYI 株式会社 公認会計士)

当社グループは、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から継続的に法的助言を受けていますが、当調査チームの筆頭者である平尾覚氏からは助言を受けたことはありません。

また、調査実施者である内田雅人氏及び河江健史氏は、当社グループとの間に利害関係を有しておりません。

いずれも、過去に不正調査や調査委員会における調査業務の経験が豊富であり、内部統制・ガバナンスに関する知識・経験も豊富であり、専門性を備えています。

4. 今後の対応

当社は、本件により、関係者の皆さまにご心配をお掛けいたしますことを お詫び申し上げます。

このたび発覚した事態を重く受け止め、外部専門家の調査に対して全面的に協力し、再発防止策の早期構築に努めます。当該調査の結果、明らかとなった事実関係等については、判明次第速やかに開示いたします。

以 上